

酪農・畜産基本政策の確立に関する提言

北海道の酪農・畜産は、気象・地理的に不利な条件を克服しながら、専業経営を主体に発展し、豊富な飼料基盤を維持しながら、国民への安全で良質な牛乳・乳製品及び畜肉の安定供給という重要な使命を担っています。近年は、府県の生産基盤の後退に伴って北海道の位置付けが高まってきています。

加えて、酪農・畜産は、北海道農業の基幹部門として、乳業や食肉加工業など幅広い関連産業を通じて地域の雇用や経済を支えるとともに、農村社会の活力を維持するなど、極めて重要な役割を果たしています。

しかしながら、北海道酪農といえども、止まらない飼養農家戸数の減少と乳用牛頭数の減少という厳しい現実に直面しており、現在では生乳生産量は減少局面にあります。これまで、巨額な投資と補助事業に後押しされた規模拡大政策によって、生乳生産量全体を確保してきましたが、生産現場ではこうした手法にも多大な投資負担や労力面等からも限界感が漂ってきています。

さらに、広大な北海道の酪農地帯においては、単なる生乳生産のためではなく、地域コミュニティを維持するため、中小規模の酪農経営をいかにして次世代に繋いでいくかが重要な課題となっており、こうした視点を取り入れた生産基盤の強化策が求められています。

また、TPP協定や日EU・EPA交渉などによって、我が国の牛肉・豚肉や乳製品市場は、これまでに経験したことのない高い水準の自由化が迫られています。このため、次世代を担う後継者をはじめ多くの農業者は、更なる国内生産の縮小と所得の低下を招きかねないと将来不安を強めています。

ついでに、国民の基礎的食料の一つである牛乳乳製品及び畜産物の安定供給、地域経済・社会を支える家族経営・農業法人を中核とする酪農・畜産の持続的な発展を図るため、未来を切り拓く生産現場に寄り添った酪農・畜産政策の推進と必要な予算確保に努められますようご要請致します。

2017（平成29）年 6月

北海道農民連盟
委員長 西原正行

I. 国内酪農・畜産及び農村が持続的発展できる適切な国境措置の確保

1. 日EU・EPAなど国際貿易交渉における農畜産物の関税撤廃等の除外

- (1) EUなど各国・地域とのEPA／FTAや日米二国間協議などの国際貿易交渉において、わが国の食料安全保障（基礎的食料の国内自給）や農業の多面的機能の維持にとって極めて重要である乳製品や豚肉・牛肉、コメなどの農畜産物について、関税撤廃・大幅削減の対象から除外するなど、国内の酪農・畜産業並びに農業及び農村地域が持続的に発展できるよう、適切な国境措置を確保すること。

II. 生産努力が報われる酪農・畜産の経営所得安定政策の確立

- 家族酪農や農業法人など多様な酪農・畜産経営の持続的発展を可能とする各種の経営所得安定政策を確立することが重要である。その際、新たな直接支払制度の創設を含め、現行制度等をより一層拡充・強化して、酪農・畜産経営の安定を図ることが必要ではないか。

1. 改正畜安法における加工原料乳生産者補給金等制度の厳正な運用

- (1) 改正畜安法に恒久的な制度として位置付けられた加工原料乳生産者補給金等の交付（酪農経営の安定）や、生乳需給の安定を確実なものとするため、指定生乳生産者団体の機能（用途別安定供給、一元集荷多元販売、乳価交渉力の確保、事故災害時等への対応など）が引き続き発揮されるよう、厳正かつ酪農家間の公平性を確保した制度運用を行うこと。
- (2) 部分委託については、飲用乳市場や全体の生乳需給調整に影響を及ぼさないよう、省令・生産局長通知において厳格なルールを定め、指定団体の機能を高める生乳共販事業に支障を来さないようにすること。

2. 加工原料乳生産者補給金単価等の適正な設定と必要な予算確保

[直接支払政策の確立（数量払の強化）]

- (1) 平成30年度の加工原料乳生産者補給金の単価及び交付対象数量については、乳製品向け生乳の再生産確保と国産牛乳・乳製品の安定供給を図るため、酪農所得が安定的に確保される適正な水準で設定するとともに、十分な予算措置を講じること。
- (2) 集送乳調整金の単価は、指定団体の機能が十分に発揮されるよう、その機能に見合った適正な水準で設定するとともに、必要な予算を確保すること。

3. 加工原料乳生産者経営安定対策事業（ナラシ対策）について

[酪農経営セーフティネット対策の確立]

- (1) 「加工原料乳生産者経営安定対策事業」については、乳製品向け取引乳価の下落による所得低下の影響を緩和する機能を高めるよう、補填割合を引き上げるなど事業の充実強化を図り、必要な予算を確保すること。
あわせて、飲用乳向け取引乳価の下落に対応する仕組みを追加すること。

4. 飼料生産型酪農経営支援事業の拡充強化について

[直接支払政策の確立（面積払の拡充）]

- (1) 飼料生産型酪農経営支援事業については、輸入飼料に依存しない自給飼料型酪農生産に取り組む酪農家の経営所得安定策の一つとして、中長期的な直接支払制度として確立し、必要かつ十分な予算措置を講じること。
また、自給飼料型酪農生産への積極的な取組を後押しするため、現行の交付金単価（15,000 円/ha）の引き上げなど、支援水準の見直しを行うこと。
- (2) 近年の生乳需給事情を踏まえた生産拡大を図る酪農家の増頭対応を考慮し、支援対象者の要件である経産牛 1 頭当たり基準面積（北海道 40a/頭、都府県 10a/頭）の弾力的な運用（一時的な基準面積割れの救済など）を行うこと。
- (3) 家族酪農における飼料生産型経営を支援するため、「草地更新による生産性向上取組」を対象に加え、「草地更新面積に対し追加交付金を交付」すること。

5. 生産基盤の強化に向けた家族酪農を支援する直接支払制度の創設

[直接支払政策の確立（頭数払の創設）]

- (1) 酪農担い手の養成や乳用後継牛の育成など生産基盤の下支え的な役割を果たしている家族酪農の持続的な発展が図られるよう、今後の生産基盤強化に向けて、生乳生産及び乳用牛自家生産に意欲的に取り組む「家族酪農経営」を支援する直接支払制度（1 頭当たり交付金の交付）の創設を検討すること。

ex. 生乳生産基盤の強化のためは、酪農全体の乳用後継牛の確保を図ることが重要な課題であることを踏まえ、家族酪農経営における乳雌子牛の自家生産頭数を増やす（年間分娩頭数の乳用種の割合を高める）ことを政策目標とする、「乳用牛自家生産奨励交付金制度」（仮称）を創設してはいかがか。

6. 肉用牛・養豚経営安定政策の拡充について

- (1) 肉用牛及び養豚農家の将来不安を払拭するため、「畜産経営の安定に関する法律」に基づく牛マルキン及び豚マルキンの補填割合の引き上げなどを速やかに実行に移すとともに、必要な予算措置を講じること。
- (2) 肉用子牛生産者補給金制度については、品種毎に再生産と所得が確保されるよう、保証基準価格の適正な設定や、直近の生産コストを反映した機動的で簡素な算定ルールへの見直しなど制度の充実を図ること。

Ⅲ. 多様なニーズに即した酪農・畜産生産基盤の強化対策の推進

- 酪農・畜産の生産基盤の強化を図るためには、生産者のニーズを十分に汲み上げて、現状課題の解決に向けた施策を推進していくことが重要ではないか。
また、予算措置された各種制度・事業が生産現場で有効活用（「使える化」）できるようにしていくことが必要ではないか。

1. 生産現場ニーズに応える畜産クラスター事業の推進

- (1) 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（畜産クラスター事業）については、多種多様な地域要望を踏まえた計画的な事業の推進及び事業の強化が可能となるよう、長期にわたり基金による十分な予算の確保を図ること。
- (2) あわせて、地域全体による自然災害への備え対策（水や電気等）をはじめ、家族経営や専業地域以外（畑作・米作地帯）の畜産・酪農家における施設整備・機械導入などの意欲的かつ前向きな生産活動の取り組みに答えられるよう、新たな事業枠の設定など柔軟性と多様性を持った事業の仕組みとすること。
- (3) また、畜産クラスター事業の推進にあたっては、事務作業の負担軽減や申請から承認までの期間短縮化など、生産現場からの要望等を汲み取りながら、適宜、事業内容の見直し改善を図ること。

2. 要員確保対策の強化など酪農ヘルパー事業の拡充

- (1) 酪農経営安定化支援ヘルパー事業については、必要な予算を確保して傷病時対応を含めて円滑な事業推進を図るとともに、要員確保と雇用環境の整備に係る費用（募集費用、研修手当、指導手当、広域移動交通費等）への助成を充実するなど、生産現場に寄り添った事業内容に拡充強化すること。
- (2) 特に近年は、酪農ヘルパー要員の人材確保などに大変苦勞していることから、道内外における要員募集に係る支援助成を大幅に拡充すること。
- (3) あわせて、酪農ヘルパーの国家資格の創設を検討するなど、高度な専門技術者としての資格取得者（仮称：酪農専門技術士）に対する給与・待遇面等への支援を強化し、社会的地位の向上を図ること。

以上